

# 4つの方針・73施策が障害者の自立と社会参加を推進

療育相談、指導の充実

療育事業の充実

障害児保育の充実

充実

教育内容の充実

教職員の研修の充実

特殊教育就学奨励費支給制度の利用促進

就労機会の充実

市における障害者の雇用環境の整備

授産施設などの運営促進

福祉の店への支援

害者に配慮した図書館サービスの充実

障害者のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進

慮した路線バスの充実

の充実

地域における相談体制の充実

身体障害者生活支援事業の充実

ケアマネジメントの確立

援費制度に関する情報提供の充実

防災行政無線などによる情報提供体制の充実

防災に関する意識の啓発

ための仕組みづくり

障害者に配慮した投票環境の充実

業の利用促進

手話通訳者派遣事業の利用促進

精神障害者、難病患者に対する短期入所事業の整備

盲導犬の利用促進

精神障害者の社会参加のための支援の充実

各種居宅サービスの利用促進

日常生活用具の給付・貸与

各種手当などの情報提供

障害者手帳の取得の促進

不動産担保による資金貸付制度の構築

介護予防、リハビリテーションの充実

中途障害者の支援体制の充実

各種医療費制度の利用促進

歯科診療の充実

地域における交流活動の推進

市民に対する福祉意識の普及啓発活動の推進

補助犬に関する普及啓発活動の推進

ループ育成の支援

各種障害者団体活動の支援

公共施設などのバリアフリー化の推進

障害者に配慮した道路環境の整備

障害者に配慮した駅施設の改善の推進

地域での防災体制の整備

入所施設の防災体制の整備促進

と社会福祉施設との合築推進

心身障害者施設の整備促進

精神障害者通所授産施設整備促進

グループホームなどの整備促進

の福祉意識の向上

福祉サービス事業者の参入促進

関係機関のネットワーク化の推進

## 方針1 自分らしく生活するために

- ◆ 保育・教育体制の充実
- ◆ 社会参加の促進

障害のある方が自ら持てる力を最大限に発揮し、社会参加していけるよう、子どもから大人まで、生涯を通じて自分らしい生活が送れる社会づくりを推進します。

そのため、一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制を充実するとともに、生涯を通じて社会参加ができる体制を整備します。

## 方針2 最適なサービスを選択するために

- ◆ 円滑なサービス利用への支援

この計画の初年度である平成15年度から支援費制度が始まりました。制度の趣旨でもある利用者本位のサービス利用を実現するためには、利用者が自らの意思でサービスを選択できるた

めの基盤整備が重要です。

そのため、相談支援体制やケアマネジメントによるサービス提供、情報提供、権利擁護の充実など、サービス利用を円滑にするための体制を整備します。

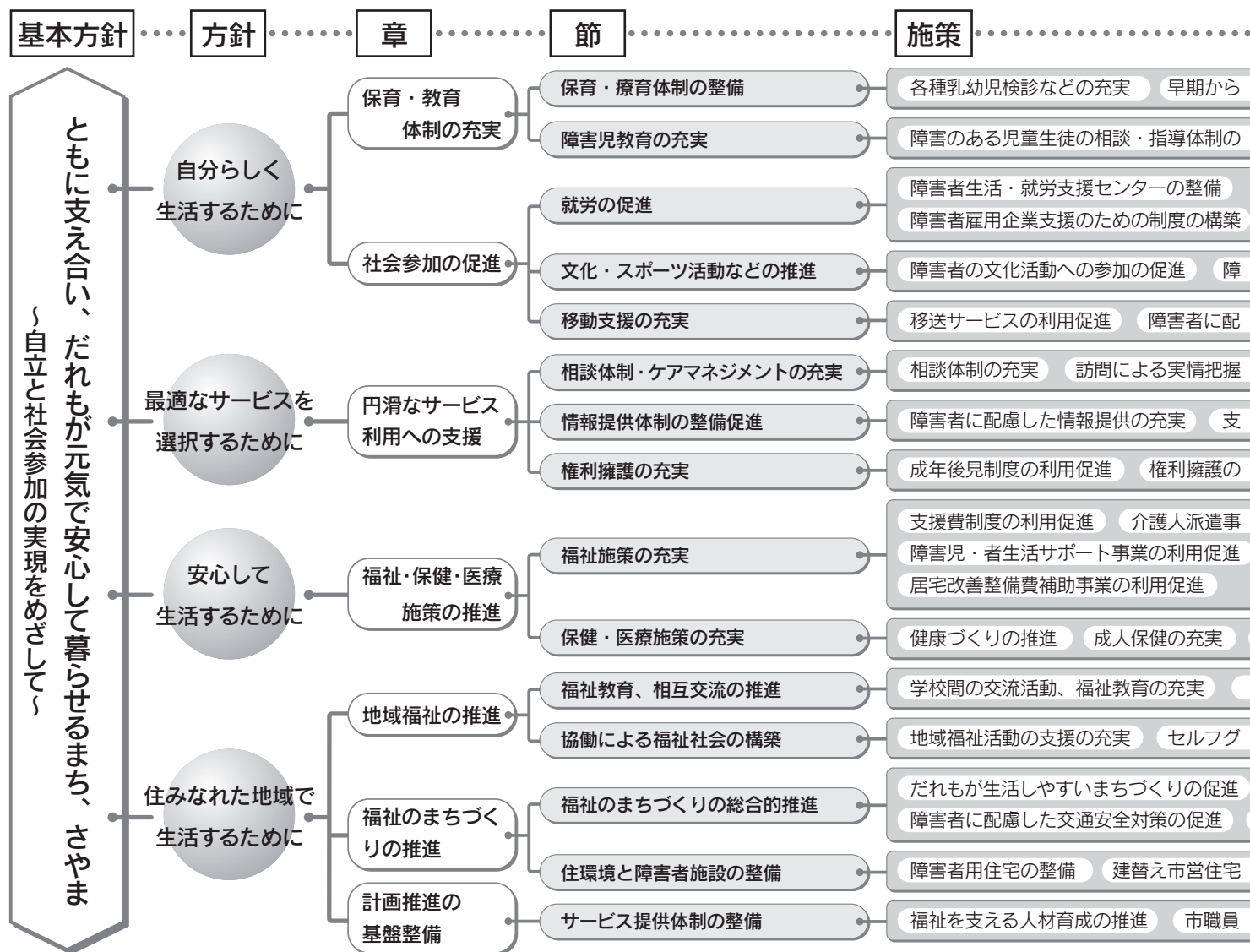
## 方針3 安心して生活するために

- ◆ 福祉・保健・医療施策の推進

障害のある方が地域社会で自立した生活を送るためには、家族に偏りがちであった従来の介助のあり方から、介助サービスを充実し、社会の仕組みによって障害のある方やその家族を支えていく社会に転換しなければなりません。

そのため、在宅サービス、施設サービス、保健・医療体制など障害のある方を多方面から支える基盤整備を推進します。

また、施設での暮らしから地域に戻った生活に移行できるようになることも重要です。しかしそれは施設入所をなくすという考え方ではなく、在宅サービスやグループホームなど、多様



市民のだれもが障害を負う可能性があり、また、いずれは高齢者となっていくことを考えると、障害のある方のための特別な社会環境ではなく、すべての市民が地域で安心して安全に生活できるまちづくりが必要です。

市民のだれもが障害を負う可能性があり、また、いずれは高齢者となっていくことを考えると、障害のある方のための特別な社会環境ではなく、すべての市民が地域で安心して安全に生活できるまちづくりが必要です。

## 障害者福祉プランを推進します

だれもが安心 安全に暮らせるよう

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、行政が中心となったサービスの提供だけで

◆計画推進の基盤整備

◆福祉のまちづくりの推進

◆地域福祉の推進

方針4 住みなれた地域で生活するために

な選択を可能にすることで、本人の意思により生活の場や生活様式を選ぶことができる社会を目指します。

なく、民間事業者ボランティア団体、NPOなどが参画し、地域が一体となって支え合う仕組みづくりが必要です。

そのためには、それぞれの立場にある人が理解を深め合うために福祉意識の啓発や行政、民間、地域住民などとの連携を強化します。また、都市基盤の整備では、段差などを極力なくしていくまちづくり（バリアフリー）はもとより、さらに一歩進んだ考え方となる、だれにとっても利用しやすいまちづくり（ユニバーサルデザイン）を推進していきます。

市では、今後も狭山市障害者プランに基づき各種施策に取り組んでいきますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、プランの詳しい内容は、障害者福祉課、公民館、出張所などでご覧になれますので、ご利用ください。

問合せ障害者福祉課へ

内線1591